

産業廃棄物処理計画実施状況報告書

2025年6月9日

広島県知事 様

提出者 〒650-0033

住所 兵庫県神戸市中央区江戸町104

氏名 尾道造船株式会社

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 代表取締役社長 中部 隆

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき、2024年度の産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	尾道造船株式会社 尾道造船所
事業場の所在地	〒722-8602 広島県尾道市山波町1005番地
事業の種類	輸送機械器具製造業
産業廃棄物処理計画における計画期間	2024年4月から2025年3月まで

産業廃棄物処理計画における目標値

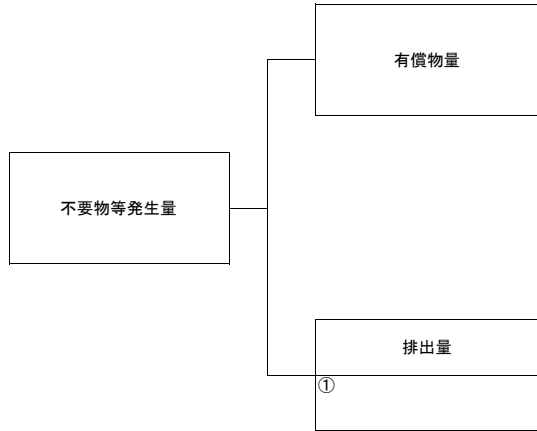
**別紙4のとおり**

項目	目標値	項目	目標値
排出量	t	全処理委託量	t
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	優良認定処理業者への処理委託量	t
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	再生利用業者への処理委託量	t
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者への処理委託量	t
自ら埋立処分又は海洋投棄処分を行う産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t

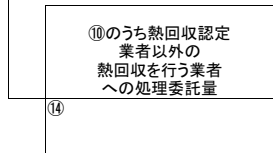
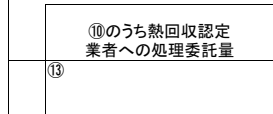
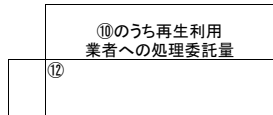
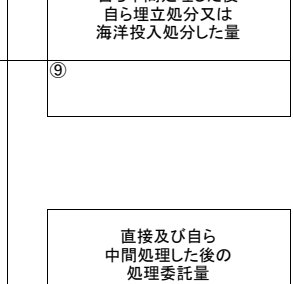
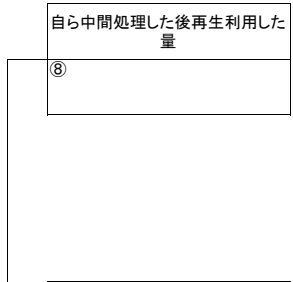
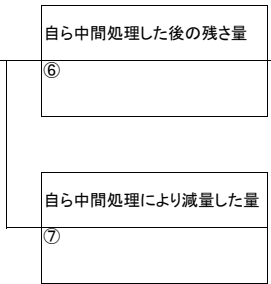
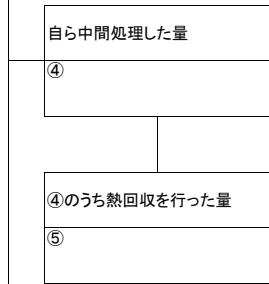
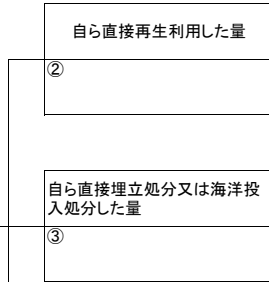
計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: )

別紙3のとおり



項目	実績値
①排出量	0
②+⑧自ら再生利用を行った量	0
⑤自ら熱回収を行った量	0
⑦自ら中間処理により減量した量	0
③+⑨ 自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0
⑩全処理委託量	0
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0
⑫再生利用業者への処理委託量	0
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0



(第3面)

備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
  - (1) ①欄 当該事業場において生じた産業廃棄物の量
  - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
  - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
  - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
  - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
  - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
  - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
  - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
  - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
  - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
  - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量
  - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
  - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量
  - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 産業廃棄物の種類が2以上あるときは、産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別紙3-その1(廃棄物処理法-産業廃棄物処理計画実施状況報告書)  
(2024年度実績)

単位:トン/年

産業廃棄物の種類	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭
	排出量	自ら直接再生利用した量	自ら直接埋立処分又は海洋投入処分した量	自ら中間処理した量	④のうち熱回収を行った量	自ら中間処理した後の残さ量	自ら中間処理により減量した量	自ら中間処理した後、再生利用した量	自ら中間処理した後、自ら埋立処分又は海洋投入処分した量	直接及び自ら中間処理した後の処理委託量	⑩のうち優良認定処理業者への処理委託量	⑩のうち再生利用業者への処理委託量	⑩のうち熱回収認定業者への処理委託量	⑩のうち熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量
燃え殻	0									0				
汚泥	49									49				
廃油	273									273	221	52		
廃酸	0									0				
廃アルカリ	5									5				
廃プラスチック類	110									110		6		
紙くず	36									36				
木くず	149									149		31		
繊維くず	0									0				
動植物性残さ	5									5				
動物系固形不要物	0									0				
ゴムくず	0									0				
金属くず	95									95		56		
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	40									40				
鉱さい	312									312				
がれき類	0									0				
動物のふん尿	0									0				
動物の死体	0									0				
ばいじん	0									0				
合計	1076	0	0	0	0	0	0	0	0	1076	221	145	0	0

## 別紙3-その2

単位:トン/年

	実績値									
	① 排出量	②+⑧ 自ら再生利用を行った量	⑤ 自ら熱回収を行った量	⑦ 自ら中間処理により減量した量	③+⑨ 自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	⑩ 全処理委託量	⑪ 優良認定処理業者への処理委託量	⑫ 再生利用業者への処理委託量	⑬ 熱回収認定業者への処理委託量	⑭ 熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量
産業廃棄物の種類										
燃え殻	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
汚泥	49	0	0	0	0	49	0	0	0	0
廃油	273	0	0	0	0	273	221	52	0	0
廃酸	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
廃アルカリ	5	0	0	0	0	5	0	0	0	0
廃プラスチック類	110	0	0	0	0	110	0	6	0	0
紙くず	36	0	0	0	0	36	0	0	0	0
木くず	149	0	0	0	0	149	0	31	0	0
繊維くず	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
動植物性残さ	5	0	0	0	0	5	0	0	0	0
動物系固形不要物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ゴムくず	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
金属くず	95	0	0	0	0	95	0	56	0	0
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	40	0	0	0	0	40	0	0	0	0
鉱さい	312	0	0	0	0	312	0	0	0	0
がれき類	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
動物のふん尿	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
動物の死体	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ばいじん	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	1076	0	0	0	0	1076	221	145	0	0

別紙4(廃棄物処理法-産業廃棄物処理計画実施状況報告書)

( 2024 年度実績)

単位:トン/年

	目標値		実績値
排出量	1,523	①排出量	1,076
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0	②自ら直接再生利用した量	0
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0	⑤自ら熱回収を行った量	0
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0	⑦自ら中間処理により減量した量	0
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0	③自ら埋立処分又は海洋投入処分した量	0
全処理委託量	1,523	⑩全処理委託量	1,076
優良認定処理業者への処理委託量	0	⑪優良認定処理業者への処理委託量	221
再生利用業者への処理委託量	0	⑫再生利用業者への処理委託量	145
熱回収認定業者への処理委託量	0	⑬熱回収認定業者への処理委託量	0
熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0	⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0

産業廃棄物処理計画書

2025年6月9日

広島県知事 様

提出者 〒650-0033  
住所 兵庫県神戸市中央区江戸町104  
氏名 尾道造船株式会社  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号 代表取締役社長 中部 隆

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	尾道造船株式会社 尾道造船所
事業場の所在地	〒722-8602 広島県尾道市山波町1005番地
計画期間	2025年4月より2026年3月
当該事業場において現に行っている事業に関する事項 <b>別紙1、2のとおり</b>	
①事業の種類	
②事業の規模	
③従業員数	
④産業廃棄物の一連の処理の工程	

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

別紙1、2のとおり

(管理体制図)

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

別紙1、2のとおり

①現状	【前年度（      年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	排出量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	排出量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の分別に関する事項

別紙1、2のとおり

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項		別紙1、2のとおり	
①現状	【前年度（      年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項		別紙1、2のとおり	
①現状	【前年度（      年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

別紙1、2のとおり

①現状	【前年度（      年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

別紙1、2のとおり

①現状	【前年度（      年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組)		

②計画	【目標】 <b>別紙1、2のとおり</b>	
	産業廃棄物の種類	
	全処理委託量	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t
	再生利用業者への 処理委託量	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t
	(今後実施する予定の取組)	
※事務処理欄		

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別紙1(廃棄物処理法-産業廃棄物処理計画書)

現状：前年度(2024年度)実績量

計画：今年度(2025年度)計画量

単位:トン/年

産業廃棄物の種類	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項		処理委託に関する事項									
	排出量 (前年度実績値の①)		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量 (前年度実績値の②+⑧)		自ら熱回収を行う産業廃棄物の量 (前年度実績値の⑤)		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量 (前年度実績値の⑦)		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量 (前年度実績値の③+⑨)		全処理委託量 (前年度実績値の⑩)		優良認定処理業者への処理委託量 (前年度実績値の⑪)		再生利用業者への処理委託量 (前年度実績値の⑫)		認定熱回収業者への処理委託量 (前年度実績値の⑬)		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量 (前年度実績値の⑭)	
	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
燃え殻	0	0									0	0								
汚泥	49	47									49	47								
廃油	273	260									273	260	221	202	52	58				
廃酸	0	0									0	0								
廃アルカリ	5	5									5	5								
廃プラスチック類	110	105									110	105	0	98	6	6				
紙くず	36	34									36	34								
木くず	149	141									149	141	0	107	31	34				
繊維くず	0	0									0	0								
動植物性残さ	5	5									5	5								
動物系固形不要物	0	0									0	0								
ゴムくず	0	0									0	0								
金属くず	95	91									95	91	0	29	56	62				
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	40	38									40	38								
鉱さい	312	296									312	296	0	282	0	15				
がれき類	0	0									0	0								
動物のふん尿	0	0									0	0								
動物の死体	0	0									0	0								
ばいじん	0	0									0	0								
合計	1,076	1,022	0	0	0	0	0	0	0	0	1,076	1,022	221	718	145	175	0	0	0	0

別紙2 (廃棄物処理法-産業廃棄物処理計画書)

1 当該事業場において行っている事業に関する事項

①事業の種類	輸送用機械器具製造業
②事業の規模	売上高 527億8900万円 (2024年度3月現在)
③従業員数	398名 【 フィリピン実習生 名含む 】 (2024年度10月現在)
④産業廃棄物の一連の処理の工程	自社より廃棄物発生→各専門業者連絡→回収(書面 及び 電子マニフェスト発行) →各専門業者最終処理完了(書面マニフェスト返却及び電子承認)

2 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項 (管理体制図等、別紙を参照)

3 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組) 1. 場内の木製パレットや木枠を納入業者に引き取ってもらい、排出の抑制に努めている。 2. 紙の両面使用に努めている。 3. 金属粉・塗料粉・木くず等をケミカルリサイクル可能な会社に排出している。
②計画	(今後実施する予定の取組) 1. ①の現状を引き続き継続する。 2. 古紙のリサイクルを全員に周知する。 3. 埋立向け廃棄物をリサイクル出来る方法(業者)を調査・検討する。

4 産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組) 1. 場内で発生する古紙、段ボール、雑誌、新聞を業者に引き取ってもらい再生利用する。
②計画	(今後実施する予定の取組) 1. 上記行状を今後も継続して行う。

5 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組) 売却可能な油を見定めて、買取業者は売却した。
②計画	(今後実施する予定の取組) 1. 上記行状を今後も継続して行う。

6 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組) なし。
②計画	(今後実施する予定の取組) なし。

7 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組) なし。
②計画	(今後実施する予定の取組) なし。

8 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組) 各処理業者連絡→回収(マニフェスト発行)→各処理業者最終処理完了(マニフェスト返却)
②計画	(今後実施する予定の取組) ①現状と同様

令和7年4月1日

廃棄物処理に関する管理体制		
1. 廃棄物処理 統括責任者	所 長	・廃棄物処理に関する各種事項の決定・承認
2. 廃棄物処理 統括責任者代理	副 所 長	・統括責任者の補佐、代行
3. 廃棄物事務 担当部署	安全衛生課	・処理業者再生利用業者の調整・選定及び管理 ・委託契約の締結 ・関係官庁への事務手続き ・産業廃棄物管理票（マニフェスト）の交付・管理 ・その他必要事項
4. 廃棄物減量化 統括委員会	委 員 長 委 員	・廃棄物処理統括責任者代理（副所長：工務部門担当） ・副所長、総務部長、資材部長、造船部長、修繕部長、向島工場長 ・人事部長、総務課長、安全衛生課長、資材課長、地上加工課長、船体建造課長 ・船体艀装課長、機関課長、修繕課長、電気課長、 ・動力課長、ブロック工作課長 ・安全衛生課
	事 務 局	・廃棄物の発生抑制、再生利用、中間処理、適正処理の推進と 計画的な減量化の具体的対策を検討する。 ・従業員、関連会社に対する教育・指導 ・その他必要事項
5. 廃棄物減量化 推進委員会	委 員 事 務 局	・安全衛生課長、資材課長、地上加工課長、船体建造課長 ・艀装担当課長、機関課長、修繕課長、電気課長、動力課長、ブロック工作課長 ・安全衛生課
		・廃棄物の発生抑制、再生利用、中間処理、適正処理の推進と 計画的な減量化の具体的対策を検討する。 ・従業員、関連会社に対する教育・指導 ・関係官庁への必要報告書の作成検討 （計画書、変更計画書、年次実績報告書等） ・廃棄物処理規定の検討

## 廃 棄 物 管 理 組 織 図

